補助金現況調書

担当課室	健康・地域医療推進室

●補助金の概要

補助金の名称	銚子市保健予防推進事業費補助金（銚子市医師会）
性質分類	①運営費補助
補助対象者	一般社団法人銚子市医師会
補助開始年度	不明
国・県補助状況	④市単独補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	銚子市保健予防推進事業費補助金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	医療の供給体制を確立し、市民の健康維持の増進を図るため各種事業を実施している。
補助目的及び効果	保健事業に対する医師の協力体制を確立するため。
補助内容等	運営費
補助率、補助基準等	定額補助

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		1件	1件	1件
決算額		1,300	1,300	1,300
	国支出金			
	県支出金			
	その他			
	一般財源	1,300	1,300	1,300

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	銚子市の医療体制に対する貢献は顕著なため、補助を継続し、地域医療の充実を図る。

補助金現況調書

担当課室	健康・地域医療推進室

●補助金の概要

補助金の名称	銚子市保健予防推進事業費補助金（銚子市歯科医師会）
性質分類	①運営費補助
補助対象者	一般社団法人銚子市歯科医師会
補助開始年度	不明
国・県補助状況	④市単独補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	銚子市保健予防推進事業費補助金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	市の保健予防行政への協力体制の確立に努めるとともに、市の健康保健事業の適正な遂行に寄与し、市民の保健衛生の向上に資することを目的に各種事業を実施している。
補助目的及び効果	保健事業に対する歯科医師の協力体制を確立するため。
補助内容等	運営費
補助率、補助基準等	定額補助

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		1件	1件	1件
決算額		150	150	150
	国支出金			
	県支出金			
	その他			
	一般財源	150	150	150

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	銚子市の歯科医療体制に対する貢献は顕著なため、補助を継続し、地域歯科医療の充実を図る。

補助金現況調書

担当課室	健康・地域医療推進室

●補助金の概要

補助金の名称	一般財団法人銚子市医療公社運営費補助金
性質分類	①運営費補助
補助対象者	一般財団法人銚子市医療公社
補助開始年度	平成27年度
国・県補助状況	④市単独補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	一般財団法人銚子市医療公社運営費補助金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	銚子市医療公社の安定的な運営を図り、本市の医療、保健及び福祉の充実に寄与する。
補助目的及び効果	銚子市医療公社の安定的な運営を図り、本市の医療、保健及び福祉の充実に資する。
補助内容等	（1）役員報酬 （2）役員会運営経費 （3）顧問税理士委託料 （4）その他法人の運営に要する経費として、市長が必要と認める費用
補助率、補助基準等	上記、補助内容等の合計額

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		1件	1件	1件
決算額		2,783	2,835	2,732
	国支出金			
	県支出金			
	その他			
	一般財源	2,783	2,835	2,732

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	本市の医療、保健及び福祉の充実に寄与しており、今後も補助金を適正に支出し、銚子市医療公社の安定的な運営を図ることが必要である。

補助金現況調書

担当課室	健康・地域医療推進室

●補助金の概要

補助金の名称	銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金
性質分類	⑤その他事業費補助
補助対象者	本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている骨髄等を提供した者（以下、ドナーという。）及びドナーにドナー休暇を与えた国内事業者
補助開始年度	令和4年度
国・県補助状況	①国・県協調補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	銚子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	・ドナー：骨髄又は抹消血幹細胞の提供 ・国内事業者：ドナーにドナー休暇の提供
補助目的及び効果	ドナー及びドナーが勤務する国内の事業者に対し、助成金を交付することでドナーの登録者及び骨髄等の移植を推進することを目的とする。
補助内容等	・ドナー：骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数（上限7日間）に対して助成金を交付する。 ・ドナー休暇を与えた国内事業者：ドナーに与えたドナー休暇の日数（上限7日間）に対して助成金を交付する。
補助率、補助基準等	・ドナー：骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数に2万円を乗じて得た額（上限14万円） ・ドナー休暇を与えた国内事業者：ドナーに与えたドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額（上限7万円）

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		—	—	1件
決算額		—	—	140
	国支出金			
	県支出金			70
	その他			70
	一般財源			

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	助成金を交付することで、ドナー登録者及び骨髄等の移植推進を図ることが期待できるため、今後も実施する必要がある。

補助金現況調書

●補助金の概要

担当課室	健康・地域医療推進室

補助金の名称	銚子市私的二次救急医療機関運営費補助金
性質分類	①運営費補助
補助対象者	(1)～(4)に該当する医療機関 (1)救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第２条第１項の規定に基づき、都道府県知事が告示した医療機関 (2)医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関以外の医療機関 (3)消防法（昭和２３年法律第１８６号）第３５条の５第１項の規定により都道府県知事が定める傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準において、医療機関リストに掲載されている医療機関 (4)銚子市に所在する医療機関
補助開始年度	令和5年度
国・県補助状況	④市単独補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	銚子市私的二次救急医療機関運営費補助金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	二次救急医療
補助目的及び効果	本市における二次救急医療体制を確保・継続し、地域医療の安定的な提供を図る。
補助内容等	救急搬送者を受け入れた私的二次救急告示医療機関に対し、受入数に応じた補助を行う。
補助率、補助基準等	救急搬送の受入れ１件につき13,000円

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		—	—	2件
決算額		—	—	11,297
	国支出金			
	県支出金			
	その他			
	一般財源			11,297

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	地域医療の安定的な提供を図るために必要なものであり、令和5年度は、869人（見込数）の救急患者受入れに対する補助を実施した。

補助金現況調書

担当課室	保健事業室

●補助金の概要

補助金の名称	銚子市食生活健康推進協議会補助金
性質分類	③奨励事業費補助
補助対象者	銚子市食生活健康推進協議会
補助開始年度	令和2年度
国・県補助状況	④市単独補助
根拠規定等名称（条例、規則、要綱）	銚子市食生活健康推進協議会補助金交付要綱

●補助金の目的等

対象者・団体等が補助金で行う活動内容	地域住民の健康上の課題を把握し、その解決を図るために、食生活の改善を通じた生活習慣病の予防活動、年代に応じた食育活動、健康増進のための啓発活動、介護予防活動
補助目的及び効果	地域において自主的に実施する健康づくり活動に要する経費を支援することで、市民の健康増進を図る。
補助内容等	各地区活動費として地区研修会、健康づくり啓発活動、健康教育等の経費・研修の旅費
補助率、補助基準等	定額補助

●交付実績

（単位：千円）

項目		令和３年度（決算）	令和４年度（決算）	令和５年度（決算）
交付件数		1件	1件	1件
決算額		187	462	184
	国支出金			
	県支出金			
	その他			
	一般財源	187	462	184

●今後の方向性

方向性	現状維持
総合評価（上記方向性を選択した理由等）	健康と食生活に関する情報発信活動は、市民の健康づくりに対する関心に寄与するため。